

## 東京都実行委員会会則の一部改正について

## 1 改正の理由

総合開会式運営本部及び競技大会運営本部を設置することに伴い、規定を整備する必要がある。

## 2 改正の目的

平成26年度全国高等学校総合体育大会の総合開会式及び東京都開催の競技大会を円滑に運営するため、総合開会式運営本部及び競技大会運営本部を設置する。

## 3 改正概要

以下の条文内容を新たに加える。

- (1) 総合開会式運営本部及び競技大会運営本部を設置する。
- (2) 総合開会式運営本部及び競技大会運営本部の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 4 施行日

平成26年2月4日

## 新旧対照表 (抄)

改正案	現 行
第1条から第12条まで (現行のとおり)	第1条から第12条まで (略)
<u>第13条 総合開会式及び東京都開催の競技大会を円滑に運営するため、総合開会式運営本部及び競技大会運営本部を設置する。</u> <u>2 総合開会式運営本部及び競技大会運営本部の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u>	(新設)
第14条から第20条まで (現行条文を1条ずつ繰り下げる)	第13条から第19条まで (略)